

○茨城県博物館協議会条例

平成6年3月30日

茨城県条例第17号

(協議会の設置)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる博物館に、同表右欄に掲げる博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

博物館	博物館協議会
茨城県近代美術館	茨城県美術館協議会
茨城県陶芸美術館	
ミュージアムパーク茨城県自然博物館	ミュージアムパーク茨城県自然博物館協議会

(平11条例35・平21条例24・一部改正)

(委員の任命)

第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

(平24条例25・追加)

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、次の表に定めるとおりとする。

茨城県美術館協議会	12人以内
ミュージアムパーク茨城県自然博物館協議会	13人以内

(平11条例35・平21条例24・一部改正, 平24条例25・旧第2条繰下・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例25・旧第3条繰下)

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(平24条例25・旧第4条繰下)

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長がともに欠けたときの会議は、博物館の長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、定数の半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(平21条例24・一部改正, 平24条例25・旧第5条繰下)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(平24条例25・旧第6条繰下)

付 則

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 11 年条例第 35 号)

この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年条例第 24 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の茨城県博物館協議会条例第 1 条の規定により置かれた茨城県近代美術館協議会及び茨城県陶芸美術館協議会は、いずれもこの条例による改正後の茨城県博物館協議会条例(以下「改正後の条例」という。)第 1 条の規定により置かれた茨城県美術館協議会となるものとする。

3 この条例の施行の際現に茨城県近代美術館協議会の委員又は茨城県陶芸美術館協議会の委員である者は、いずれも、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、茨城県美術館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第 3 条の規定にかかわらず、施行日における茨城県近代美術館協議会の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

4 前項の規定により茨城県美術館協議会の委員として任命されたものとみなされる者の任期が満了するまでの間は、改正後の条例第 2 条の表中「12 人以内」とあるのは、「20 人以内」とする。

付 則(平成 24 年条例第 25 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に従前の茨城県博物館協議会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、この条例による改正後の茨城県博物館協議会条例(以下「改正後の条例」という。)第 2 条の規定により茨城県博物館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第 4 条の規定にかかわらず、施行日における従前の茨城県博物館協議会の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。